

令和2年度 保育所利用の仕方について

保育所は、児童の保護者が働いている家庭、または病気等の理由により、家庭において十分な保育を受けられない児童を保育するための福祉施設です。

したがって、小学校入学準備のための幼児教育の場として、あるいは集団生活に慣れさせるため、もしくは経済的理由で生活に困るといことのみでは入所できません。あくまでも保護者等の就労等により、家庭で保育できないことが条件となります。

保育所の利用を希望する場合には、利用の申込みとあわせて、「保育の必要性・必要量」の認定を受けることが必要となります。

◆保育の必要性・必要量の認定について



保育所へ入所できる児童は、保護者のいずれもが、下記の「保育の必要性認定事由」のいずれかに該当し、保育を必要とすると認められる場合です。

保育の必要性認定事由	保育必要量	保育実施可能期間	
①就労(※1)	1か月において64時間以上労働することを常態としていること	≪1か月の就労時間≫ 120時間以上：標準時間 120時間未満：短時間	就学前までの必要な期間
②妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと	標準時間または短時間	出産予定日を基準として、産前8週の日の属する月から、産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
③疾病・障害	疾病・負傷し、または精神もしくは体に障害を有していること	標準時間または短時間	就学前までの保育が必要と認められる期間
④介護・看護	同居の親族を常時介護または看護していること	標準時間または短時間	就学前までの保育が必要と認められる期間
⑤災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること	標準時間または短時間	就学前までの保育が必要と認められる期間
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っていること	短時間	3か月間
⑦就学	学校に在学または職業訓練等を受けていること	標準時間または短時間	就学前までの保育が必要と認められる期間
⑧虐待・DV	虐待やDVの恐れがあること	標準時間または短時間	就学前までの保育が必要と認められる期間
⑨育児休業(※2)	育児休業中に既に保育を利用している児童が引続き利用することが必要であると認められること。	標準時間または短時間	育児休業にかかる子どもが満1歳になる日の属する月の末日まで
⑩その他	市長が認める①～⑨に類する状態にあること	標準時間または短時間	就学前までの保育が必要と認められる期間

※保育必要量について、標準時間と短時間に区分されます。

標準時間：保育所の開所時間のうち、保育の必要な時間(最長11時間)を利用することができます。

短時間：保育所の開所時間のうち、定められた時間(最長8時間)を利用することができます。

※1. 保護者の就労時間が1か月に120時間を満たさない場合であっても、勤務時間帯や通勤時間等の理由により、標準時間に認定することも可能です。また、保護者の就労時間が120時間を超える場合でも、希望により短時間にすることが可能です。

※2. 育児休業中の継続利用ができるのは育休取得時に児童がすでに保育所に入所している場合です。

育児休業取得による新規入所はできません。

育休明けの時点で入所児童が年長児の場合に限り、卒園まで育休で保育認定をすることができます。

※虚偽の内容による申請があった場合、認定申請を無効とし入所承諾の取消、認定取消(退所)等を行うことがあります。

◆八幡浜市内の保育所

	保育所名	定員	所在地	電話番号	保育時間(平日)		保育サービス			備考
					標準時間	短時間	延長保育	一時預かり	アレルギー除去	
1	白浜保育所 ※1	150	裁判所通1550-20	22-2454	7:30~ 18:30	8:00~ 16:00	●		●	土曜日の保育時間は平日と同じ。 最長21時までの延長保育実施。 休日保育実施。
2	神山保育所	80	五反田1-881-2	22-1093	7:30~ 18:00	8:00~ 16:00			●	土曜日の保育時間は標準時間・ 短時間ともに、7:30~12:00
3	千丈保育所	70	松柏甲67-1	22-2494	7:30~ 18:00	8:00~ 16:00			●	土曜日の保育時間は標準時間・ 短時間ともに、7:30~12:00
4	愛宕保育所	70	487-3	22-4623	7:30~ 18:00	8:00~ 16:00		●	●	土曜日の保育時間は標準時間・ 短時間ともに、7:30~12:00
5	双岩保育所	30	若山4-23-3	22-4359	7:30~ 18:00	8:00~ 16:00				土曜日の保育時間は標準時間・ 短時間ともに、7:30~12:00
6	川上保育所	30	川上町川名津甲69-1	27-0605	7:30~ 18:00	8:00~ 16:00			●	土曜日の保育時間は標準時間・ 短時間ともに、7:30~12:00
7	真穴保育所	40	真網代乙184-3	28-0390	7:30~ 18:00	8:00~ 16:00				土曜日の保育時間は標準時間・ 短時間ともに、7:30~12:00
8	日土保育所	40	日土町8-125-3	26-0032	7:30~ 18:00	8:00~ 16:00				土曜日の保育時間は標準時間・ 短時間ともに、7:30~12:00
9	保内保育所 ※2	220	保内町宮内1-37	21-2844	7:30~ 18:30	8:00~ 16:00	●	●	●	土曜日の保育時間は平日と同じ。 最長19時までの延長保育実施。

※1 白浜保育所は運営業務を社会福祉法人和泉蓮華会に委託しています。

最長21時までの延長保育(土曜日を含む)、休日保育を実施しています。

※2 保内保育所は最長19時までの延長保育を実施しています。

○どの保育所へも入所することができます。

(ただし、定員等により、希望の保育所への入所ができない場合があります。)

○給食について

保育所は給食です。子どもが楽しく、おいしく食べられる給食を心がけています。

*0歳児は離乳食、1・2歳児は午前・午後2回のおやつがあります。

*3歳以上児は午後1回のおやつがあり、主食のごはんは毎日持参してください。

○午睡について

*0歳児は個人の状況に応じて、1・2歳児は年間午後1回です。

*3歳児は原則として年間行いますが、後半になるとしない日もあります。

*4・5歳児は夏季(7月~8月)の間のみ行います。

○休日保育について

日曜日、祝日等も保育を必要としている子どもの保育を実施しています。

八幡浜市内の保育所で保育を受けている児童で、日曜日や祝日等に保護者のいずれもが就労等により家庭保育できない場合が対象となります。事前の申請、面接が必要です。

【実施場所】 白浜保育所

【実施時間】 8:00~18:00の間の保育を必要とする時間



◆延長保育について

仕事の都合等やむを得ない事情で、認定された保育時間を超えて保育を利用したい場合、延長保育を利用することが出来ます。

延長保育を利用した場合は下記のとおり、延長保育料を負担していただくことになります。(無償化の対象外)

●延長保育時間および延長保育料

区 分	金 額
午前7時30分から午前8時まで (保育短時間認定のみ。全保育所)	30分 100円
午後4時から午後6時まで (保育短時間認定のみ。全保育所)	1時間毎 100円
午後6時から午後7時まで(白浜・保内のみ)	30分毎 100円
午後7時から午後9時まで(白浜のみ)	30分毎 200円

●延長保育の利用方法

1. 仕事等の関係で定期的に延長保育を利用される方

- ・保育標準時間認定の方:仕事の終業時間が常時午後6時30分を超える場合。
- ・保育短時間認定の方:仕事の始業時間、終業時間が定期的に午前8時～午後4時の時間帯を超える場合。

→ 保育所に備付けの延長保育申込書(定期)に必要事項を記入し、提出して下さい。

2. 急な仕事や用事等やむを得ない事情で、延長保育を利用する方

→ あらかじめ予定が分かる時は事前に、急な場合はお迎えの時に、保育所に備付けの延長保育申込書(随時)に必要事項を記入し、提出して下さい。

※急な仕事、用事等の場合でも、保育時間を超えるお迎えになることが分かった時点で、保育所に必ずご連絡下さい。

※延長保育は、原則、保護者の仕事ややむを得ない事情で利用するものです。

保育時間は保護者の方の就労時間等にあわせた認定です。認定された保育時間外の送迎は延長保育料の対象となりますので、延長保育料が発生しないよう時間に余裕を持ったお子さんの送迎をお願いします。

●延長保育料のお支払い

- ①月ごとに延長保育を利用した時間を集計します。
- ②翌月初めに保育所から各園児の集計表を提示しますので、内容を確認したら保護者確認欄に押印して下さい。
- ③翌月中旬ごろまでに、保育所を通じて納付書をお渡ししますので、最寄りの金融機関で延長保育料を納めて下さい。
- ④納入に関するトラブルを避けるためにも、領収書は必ず保管するようにして下さい。



◎問い合わせ

八幡浜市役所 子育て支援課 保育・幼稚園係 ☎21-0402 内線 1164

●八幡浜市の保育所の保育料



八幡浜市の階層区分		標準時間基準額(月額)	短時間基準額(月額)
		3歳未満児	3歳未満児
生活保護世帯		0	0
市民税非課税世帯		0	0
C1	市民税均等割額のみ	14,500	12,000
C2	1 以上 24,300 未満	18,000	15,500
C3	24,300 以上 48,600 未満	19,500	17,000
D1	48,600 以上 65,000 未満	24,000	21,500
D2	65,000 以上 81,000 未満	27,000	24,500
D3	81,000 以上 97,000 未満	30,000	27,500
D4	97,000 以上 121,000 未満	34,000	31,500
D5	121,000 以上 145,000 未満	39,500	37,000
D6	145,000 以上 169,000 未満	44,000	41,500
D7	169,000 以上 213,000 未満	48,000	45,500
D8	213,000 以上 257,000 未満	49,000	46,500
D9	257,000 以上 301,000 未満	50,000	47,500
D10	301,000 以上	54,000	51,500

※保育料は児童の保護者（父母）または生計を一にしている扶養義務者に対して課税される市民税の税額を基に年に2回決定します。

上半期算定（前年度分の市民税額を基に決定）：4月～8月分の保育料・副食費

下半期算定（当年度分の市民税額を基に決定）：9月～3月分の保育料・副食費

※令和元年10月から幼児教育・保育無償化により、3歳児（令和2年4月1日時点）以上の子どもについては保育料は無償となりますが、副食費（おかず・おやつ代）4,500円は保護者負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子ども及びその他の世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。（第3子のカウントは、保育料と同様の考え方となり、就学前までの範囲です。小学1年生以上の兄・姉はカウントしません。）対象となる方については、上半期・下半期算定時に「副食費免除通知書」を通知します。

※原則、児童の父母の税額の合計額で階層区分が決定しますが、父母のいずれもが市民税非課税の場合かつ、収入が一定の金額に満たない場合は、同居の祖父母を家計の主宰者とし、合算する場合があります。

※C2～D10は市民税所得割の金額です。（父母またはそれ以外の扶養義務者の合計額）

市民税が次の控除を受けている場合は控除前の課税額となります。

（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除（ふるさと納税等）、株式等譲渡所得割額控除 等）

※対象年度の市民税額が未確定（未申告、税関係書類の未提出等）の場合は、税額が確定するまで、最高額の保育料で仮決定します。

※年齢区分は4月初日時点の年齢です。

※保育料・副食費は月単位で決定しますので、原則、日割り計算はしません。

●軽減措置について

年収約360万円未満相当のひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯及び多子世帯の保育料について減額になります。減額を適用するためには状況を証明する書類の提出が必要です。

※ひとり親世帯・・・児童扶養手当認定通知書の写し等

※在宅障害児（者）のいる世帯・・・障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書の写し等

①ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯（D2階層77,101円未満の世帯）

八幡浜市の階層区分		標準時間基準額(月額)	短時間基準額(月額)
		3歳未満児	3歳未満児
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	市民税均等割額のみ	6,750	5,500
C2	1 以上 24,300 未満	8,500	7,250
C3	24,300 以上 48,600 未満	9,000	8,000
D1	48,600 以上 65,000 未満	9,000	9,000
D2のうち 65,000 以上 77,101 未満			

※第2子以降の保育料は無料です。（算定の対象となるのは生計を一にする子どもに限ります）

※未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について

婚姻歴のないひとり親家庭への経済的な負担軽減の観点から寡婦（寡夫）控除の「みなし適用」を実施します。適用を受けるには申請が必要です。申請方法などの詳細は市役所子育て支援課または保育所にお問い合わせください。

②多子世帯（※D1階層57,700円未満の世帯）

第2子は半額、第3子以降は無料です。（算定の対象となるのは生計を一にする子どもに限ります）
なお、市民税非課税世帯については第2子以降の保育料が無料です。

③多子世帯（※D1階層57,700円以上の世帯）

①、②以外の多子世帯の軽減については、同一世帯で2人以上の子どもが保育所または幼稚園に入所・入園している場合は保育料が減額されます。

一番目に年齢の高い児童（全額）、二番目に年齢の高い児童（半額）、三番目以降（無料）

●保育料（0～2歳児）・副食費（3～5歳児）のお支払について

毎月月末（月末が土曜祝祭日などの休日の場合はその休日明けの日）に指定の口座からの引き落としとなりますので、振替日の前には通帳残高の確認をお願いします。

●保育所への届け出について

保育認定や保育料の算定に関わる場合がありますので、家庭の状況や就労状況などに変更が生じた場合は保育所に届け出てください。

また、修正申告等で市民税額に変更が生じた場合は、保育料に関わる場合があるので、市役所子育て支援課まで連絡をお願いします。

